

業 務 委 託 仕 様 書

「三財発電所エレベータ保守業務委託」（以下「本業務」という。）に係る契約書第5条に規定する仕様書について、以下のとおり必要な事項を定める。

1 適用範囲

本仕様書は、本業務に適用する。

2 業務場所

宮崎県西都市大字上三財 宮崎県企業局三財発電所

3 委託期間

本業務の委託期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

4 業務主任技術者

業務委託契約書第9条に規定する業務主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- (1) 一級建築士又は二級建築士
- (2) 昇降機等検査員

5 安全対策

本業務の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守し、安全対策に十分配慮するものとする。

6 提出書類

本業務における提出書類は次のとおりとする。

- (1) 作業報告書 点検終了後直ちに
- (2) 業務完了報告書 四半期ごと
- (3) 故障・修理報告書 その都度
- (4) その他検査員が指示する書類 その都度

7 実施要領

- (1) 点検を行うエレベータは1台で、その仕様は以下のとおりである。

製 造 者 名：日立製作所	型 式：MA-6-1S45
製 造 年 月：平成7年10月	戸 型 式：1枚戸片開き
用 途：乗 用	定 格 速 度：45m/min
定 格 積 載 荷 重：400kg	制 御 方 式：インバータ制御
定 員：6 名	モーター容量：2.7kW
停 止 階 床 数：4 床	通 過 階 床 数：2 床

動力電源：3Φ AC220V 60Hz

運転方式：乗合全自動方式（コレクティブコントロール）

出入り口寸法：開口1200mm、出入口高2000mm、奥行900mm

付加仕様：24時間遠隔監視装置、停電時自動着床装置、かご内電話機

- (2) 本業務の実施に当たっては、建築基準法、その他関係法令、電気設備技術基準及び建築保全業務共通仕様書によること。
- (3) 本業務は、エレベータの定期点検及び整備について、機器に熟知した作業員と専門の技術者により、POG方式による点検を毎月1回実施するものとする。
また、年1回、建築基準法施行規則第6条第3項の規定により、設備全般の精密点検の結果を報告すること。ただし、特定行政庁への報告義務はない。
- (4) 定期点検及び整備の点検項目、点検内容は建築保全業務共通仕様書の点検項目及び点検内容によるものとする。ただし、点検報告書の様式についてはあらかじめ監督員の承諾を得たものを使用すること。
- (5) 定期点検及び整備は、企業局の就業時間内に行い、必要なときはエレベータの運転を休止するとともに、作業区域への関係者以外の立入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示するものとする。また、点検中は一般来訪者の安全にも十分注意するものとする。
- (6) エレベータが故障した場合は、要請に応じ速やかに応動し、迅速に修理するものとする。
- (7) 消耗品その他、保守業務に必要な資材は、受注者の負担とする。
- (8) 部品機械等の修理又は取替えの必要があるとき、及び次に掲げる工事については協議の上、その措置を定めるものとする。
 - ア 昇降かご、昇降路周壁、各出入口扉、三方枠及び敷居の仕上げ直し、塗装並びに、昇降かご床板及びゴムタイルの取替工事。
 - イ 諸法規又は官公署の命令若しくは要求によるエレベータの改善工事又は新規付属物追加工事。